

議会のあり方調査特別委員会 条例等検討分科会 記録	
開 会 年 月 日	平成 30 年 2 月 5 日
開 議 時 刻	午後 0 時 59 分
散 会 時 刻	午後 2 時 28 分
出 席 委 員 名	◎鈴木豊司 ○福井輝夫 中村 功 楠木宏彦
	世古 明 辻 孝記 藤原清史 小山 敏
欠 席 委 員 名	世古口新吾
署 名 者	—
担 当 書 記	森田晃司
審 査 議 案	1 予算・決算審査のあり方について
	2 議員政治倫理条例に掲げる補助金等を受ける団体・役員の解釈について
	3 伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例について
	4 次回の会議について
説 明 者	野中議事係長、森田書記

会議の概要

鈴木会長開会を宣言。その後、直ちに会議に入り、「予算・決算のあり方について」、「議員政治倫理条例に掲げる補助金等を受ける団体・役員の解釈について」及び「伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例について」を議題とし、協議を行い、分科会を閉会した。なお、平成30年3月の予算審査については、企画調整部会に分科会方式を提案することが確認された。

協議内容は以下のとおりです。

協議の内容

1 予算・決算のあり方について

予算・決算のあり方について、各会派で検討した結果を報告し、会長が平成30年の予算審査については、従来の分科会方式を提案することを諮ったところ、小山委員から「賛同できないため、採決をとってほしい」という旨の発言があり、採決をとった結果、賛成多数で平成30年の予算審査については、従来の分科会方式を提案することが確認された。また、審査に当たっては、分科会方式導入の根拠となる「議員全員参加」と「専門的・効果的な審査」について、全議員がしっかりと認識し、対応していくことがあわせて確認された。

【発言】

- ・藤原委員「2つのグループに分ける方式は、全員が入れるわけではない。全員参加ができる分科会方式がよい」
- ・楠木委員「現段階で深められていないという問題はあるが、それぞれの分科会の委員が研究を進めながら深めていけばよいため、分科会方式を採用してはどうか」
- ・中村委員「3月定例会の予算審査については分科会方式を採用し、9月定例会の決算審査までに利点・欠点を整理し、しかるべき判断をしていけばよい」
- ・世古委員「改選後初めての予算審査であり、新しい議員4名が確実に予算審査に参加できることが大事であるため、分科会方式で行ってはどうか。次の決算・予算審査については、改めて検討していけばよい」
- ・辻委員「全員参加ということで始まった分科会方式であったが、現状では全員参加ではないため、やめたほうがよい。2つのグループで予算か決算審査に参加する方式がよい」
- ・小山委員「2つのグループに分ける方式は、いろいろな角度から質問ができていたが、分科会方式は定数が減った関係でいろいろな角度からの質問ができない上、質問回数も減ったため、審査が甘くなったと考えている。また、分科会方式では、所属している分科会以外の委員は発言ができないため、反対」
- ・鈴木会長「2つのグループに分ける方式のほうが充実していたという意見もあったが、今回の予算審査に当たっては、分科会方式を採用することで意見がまとまった。ただ、会派で勉強会を行うなど、事前に何らかの努力をしていく必要がある」

2 議員政治倫理条例に掲げる補助金等を受ける団体・役員の解釈について

資料1により事務局説明の後、協議を行った結果、以下のとおり確認された。

- ・「補助金等の『等』は何を指すのか」については、「補助金、助成金、交付金とし、活動又は運営に対するものに限る」と確認された。
- ・「間接的に補助金が交付されている場合は該当しないか」については、「直接交付されている場合に限る」と確認された。
- ・「市から補助金等を受けている団体とは何を指すのか」については、「補助金等を受けている全ての団体を指す」と確認された。
- ・「役員とは何を指すのか」については、「団体の代表者のみ」及び「団体の代表者及び役員会の構成員となっている役員」という意見があり、協議を行った結果、次回以降改めて協議を行うことが確認された。
- ・「新たに議員となった者の取り扱いはどうするか（議員当選時に該当団体の役員に就任している場合）」については、「残任期間に限り在任することができる」と確認された。

3 伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例について

資料2により県下14市の地方自治法第96条第2項の議決事件について、会長説明の後、次回以降に協議していくことが確認された。

4 次回の会議について

未定

上記署名する。

平成30年2月5日

会 長